

秋田市告示第1号

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年1月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市ポートタワー
秋田港振興センター
- 2 指定管理者 秋田市中通二丁目2番32号
株式会社秋田東北ダイケン
代表取締役 高 井 行 則
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで